

古殿町復興推進計画

平成29年1月18日
福島県古殿町

1. 計画の区域

古殿町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の地震及びそれに伴う津波により、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害が生じた。本町においては、道路197件、体育館、集会所、及び給排水施設等の公共施設19件、住宅856件が損壊する等の被害を受けるとともに、福島第一原子力発電所の事故に伴い産業全体に深刻な風評被害等の影響が及んでおり、製造業の本町立地事業所数は震災前比10%、従業者数は12%それぞれ減少を余儀なくされる等、雇用の不安定化が懸念され、地域経済及び町民生活に不安が生じている状況にある。

斯かる中、本町の中核的産業を担う地場企業が実施する新たな事業分野の開拓に資する設備投資の支援を通じ、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の雇用の維持・創出及び地域経済の再生を促進するため、本町の中核的産業たる食料品製造業について、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本町に立地するアクツコンニャク株式会社（以下「対象事業者」という。）が古殿町大字竹貫において、こんにゃく等製造施設増設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本事業は、こんにゃく・心太関連の新製品の製造工場の建設及び安心・安全な商品を求める消費者ニーズに対応すべく製造環境を向上させる設備の導入及び改修を行うものである。

食料品製造業は、本町の製造業において製造品出荷額の24%（占有率第2位）、従業員数の11%（同第5位）を占める中核的な産業であるところ、本事業は斯かる

食料品製造業の製造品出荷額及び従業員数の大半を構成する事業者により実施されるものであり、投資効果の発現に伴い本町の当該中核的産業の強化が期待され、さらに3名の新規雇用が創出される予定である。

したがって、本事業による経済及び雇用効果は大きく、本計画の目標である「地場企業が実施する新たな事業分野の開拓に資する設備投資の支援を通じ、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ために必要かつ有効な事業であるとともに、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社日本政策投資銀行、須賀川信用金庫

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

復興の推進及び活力再生にあたり、本町では人口維持・拡大を企図した雇用機会の創出及び地域産業の競争力強化に注力しているところ、当該計画は、本町の食料品製造業の従業員数及び製造品出荷額の大半を構成する中核的事業者が消費者ニーズに鑑みた製造環境の向上及び製造能力増強により業容拡大を図りかつ新規雇用が創出されるものであり、本町が目指す復興の方向性と合致することから、当該計画の実施は、本町の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、古殿町、株式会社日本政策投資銀行、須賀川信用金庫、対象事業者を構成員とする古殿町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。